

令和6年鉾田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和6年7月25日（木）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>欠</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	12番 永井 俊齋 13番 齊藤 新一																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決																																																																																		

	定について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
事 務 局	(開 会) それでは、定刻となりましたので、令和 6 年銚田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、こんにちは。毎日毎日暑い日が続いておりまして、非常に体調を崩しやすく、また警戒アラート、熱中症になる天気になっておりますけれども、今来るときにちょっとラジオのほうでも言いましたけれども、秋田県、山形県では線状降水帯が出て、いろいろな川が決壊して、危険水域でレベル 5 だそうでございます。NHK で頻繁にやっていました。これも、こちら辺では考えられないような事態が起きているような東北で、そういうことを今やっておりますけれども。非常に皆様がこういう茨城県にいて、災害と言え、そういう川が氾濫するということもないし、山崩れということもないから安心していらっしゃると思いますけれども、ただ気温が非常に大変ではございますけれども。 それと、今日の茨城新聞でトップ記事に載っていましたが、日本では人口は 1 億 2,488 万 5,175 人だそうです。初めて外国人がこの日本の国に 300 万人を超えたということで、茨城県では前年より 1 万 4,118 人減少しております。その中で県内の自治体の増えているところは、阿見町が転入が転出を上回る社会増が 445 人上回っておって、茨城県では阿見町が全国でトップだそうです。市町村別では、人口が増えたのは土浦、つくば、守谷、つくばみらい、阿見町、利根町、この 6 市町村、特に阿見町は 328 人増えたということでございます。 また、銚田市では 2005 年 10 月 11 日合併しました時点で 5 万 1,054 人だそうです。合併した当時は。現在は 4 万 4,442 人、令和 6 年 4 月 1 日現在ではそのような人口になって

事務局	おります。その中で人口の5%に当たる3,200人という外国人がこの鉾田市には住んでいるそうでございます。それは、茨城でも在留外国人というのが全国で3番目に多いそうでございます。 そういう中で、この鉾田市に当たっては農業生産高が日本一ということで、市長から皆さんも挙げて、両JAもそういう中で取り組んでいる中で、やはり外国人がいなくては農家はもう成り立たなくなってしまうのかと思っております。それは、やはり人口減少で、どうしても外国人の方に手伝っていただかなければ農業が成り立たないような、そういう現状でございます。これも時代の流れと言えはそれで終わってしまいますけれども、そういう形で全国1位を目指すには、やはりそういう外国の方も必要だなと思っております。 それと、やはり外国人が土地を買う。買って、そこで農業を始めるというか、今までもやっているのですけれども、農業をさらに規模拡大して生産を上げるということをやっております。これも生産額日本一を目指すためにそういう方もいらっしゃるということでございますので、我々農業委員会といたしましても今こういう時代になってしまっているのに、外国人だからどうのこうのという、もうそういう言葉は使ってはいけないのではないかなと思っております。真面目に農業をやってくれる方なら、外国人だろうが何だろうがやってもらうような、そういう形でいいのではないかなと思っております。 ただ問題は、先ほども局長と話をしましたけれども、我々が生まれ育った常識と、外国から来た人らが生まれたときの常識がちょっと違うから、やはり日本の常識に合った生活環境、そこら辺の荒地とか山あたりにごみをポイ捨てやるということが、途中から来た方には当たり前のような感じでやってくるのではないかなと思っております。やはり荒れているところには必ずごみが捨ててあります。そういう人が、その地区に入っていないとごみがそこへ出せないから、そういうことをやってしまうのではないかなと思っております。そうすると、やはり最終的には市の予算でそのごみを撤去しなくてはならないようなことになっておりますので、このごみもセンターへ持って行っていただければ一番いいのだけれども、なかなかそういう教える人も何もあまりいなくて、非常にごみが困っているのではないかなと思っております。 そういうことで、今日は外国人のお話をしましたけれども、皆さんもいろいろなお話が、相談があれば、その相談に応じて対応していただければいいかなと思っております。ひとつ今日も1日暑い中でございますけれども、慎重審議のほうよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
------------	---

	定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いします。よろしくお願いします。
議 長	それでは、ただいまの出席委員は22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。会議録署名人に、12番 永井俊齋 委員、13番 齊藤新一 委員の両名を指名いたします。
議 長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議 長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 1番 新堀隆 委員、15番 窪伸衛 委員からの欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利

の設定、移転の許可について)	
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号17番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号17番までご説明いたします。申請件数につきましては17件、地目、田6筆、畑20筆、計26筆、面積は6万182平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買14件、普通贈与2件、特定遺贈1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。1番について説明いたします。 譲受人、[]さん が[]を通しての売買の案件となります。[]さんが作付けしているハウスの隣の土地を購入し、ハウスを建て、規模拡大を図るとのことです。[]さんは、実習生16人ほどを使い、息子さん夫婦と大規模にコマツナを栽培しております。問題ない案件かと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番の海東でございます。譲受人の[]さん、譲渡人の[]さんは知人の間柄でございます。このたび[]さんが新規就農ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。[]さんは、会社員兼農業で、自宅を3月に取得、その周辺にあった農地を買って、自家消費としてレモンの木を植え、栽培していきたいとのこと。農機具については、それほど農機具は要らなくて、スコップとか脚立を購入し、その他の農機具については稲敷でおじさんが農業をしているということで、手伝いを受けながら新規就農をしていきたいとのこと。

議 長 平沼要司委員	以上のような理由から、受け人は取得後、耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。3番についてご報告をいたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは近所の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、作物、葉物、ミニトマトを中心とした農家であり、経営面積も4ヘクタールあり、■■■さんも熱心に取り組んでいます。作物、ミニトマトを増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 森作秀裕委員	それでは、続きまして番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。 10番、森作です。まず、4番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんとの間で売買契約が結ばれたということです。■■■さんは、銚田に移住されて、まだ月日はたっていないのですが、農家をやりたいということで■■■さんの農地を取得したいということです。農家は未経験ということですが、■■■■さんの指導の下、農家を始めたいということで、旦那さんもこの間お会いしたのですが、一緒に住みながら、旦那さんは別の仕事をしているのですが、後々一緒に農家を手伝ってやっていきたいということをお伺いいたしました。特に問題はない案件かと思えます。よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、5番ですが、譲受人、■■■■さんと、これちょっと2つあるのですが、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんの妹に当たりまして、■■■さんから特定遺贈ということで遺言の中で農地、田んぼ、畑を遺贈するというのが遺言の中であったということです。■■■さんは、農家の経験はないのですが、少しずつ近所の方の手伝いを受けながら、農家のほうを進めていきたいということです。問題のない案件かと思われるので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長 山口正重委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。申請番号6番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、譲渡人の母親と知人の関係でございます。母親は、昨年亡くなったそうです。それで、相続したそうです。このたび売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、5年前に亡くなった■■■■さんの母親から、屋敷と続きの畑を条件付で買い取ったということです。先日、事務局と申請地を確認に行って、聞き取り調査をしてきました。5年前は、下限面積があったため、許可が下りなかったそうです。このたび下限面積が廃止されたということで、申請したそうです。農地にもトラクターなどの機械があり、申請地に既にスイカ、ナス、サツマイモが作っており、申請地に自家野菜を作りたいということです。将来は、東京から引っ越して生活したいと言っていました。 以上の理由から、地域との調和性においても支障はないと考えます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 箕輪美代子委員	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。 23番、箕輪です。7番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人の■■■さんは遠い親戚の間柄であります。このたび譲受人の経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまっております。譲受人の■■■さんは、葉物を中心とした大規模農家であり、経営面積も6ヘクタール以上あります。葉物の増産をするために申請地を取得したいということであります。この申請地は今コンクリートで覆われていて、建物が建っていたということでありまして、そのコンクリートを剥がして、自分の隣接地でありますので、そこにハウスを建てて作付をしたいということであります。 譲受人は農作業に常時従事しており、権利移動に係る許可要件等においても問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚関係だ

議 長	そうです。■■■さんの相続した農地を■■■さんが米を作付けしていましたが、■■■さんは日立市に住んでおられて農業をしておらず、■■■さんとの間で贈与の話がまとまったとのこと。■■■さんは、贈与された農地を今までどおり米、稲作を続けるとのこと。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
永井司委員	続きまして、番号9番から番号11番について地元委員の説明を求めます。 5番、永井です。9番について説明いたします。 譲渡人の■■■さんは、このたび高齢のために耕作している■■■さんに売買したいということで、今回円満にまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 10番について説明いたします。10番は、■■■さんが持っている畑2筆を、このたび■■■さんが買って、サツマイモを作りたいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 11番は、現在■■■さんが借りて作っていた畑を、■■■が中に入って売買が成立したということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 小沼正委員	続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。 11番、小沼です。申請番号12番について報告いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親子の関係でございます。■■■さんの経営安定化ということで、令和6年2月に水田2筆、畑10筆を贈与しましたが、■■■の畑3,079平米の一部に農地法の許可を得ず、令和元年頃から農業用倉庫を整備し、利用していたため贈与できず、令和6年6月の委員会に始末書添付の上是正の申請をしまして、許可を得ております。今回残地の畑を贈与手続きしたいということでございます。 ■■■さんは、メロン、トマト、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も4.1ヘクタールあります。問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 関根薫委員	続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。 17番、関根です。13番について説明します。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは親戚の間柄です。今回■■■さんの農業経営規模拡大のため、■■■さんの土地

議 長 小沼藤雄委員	を売買することが円満に成立しました。 ■■■■■さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、受け人の作業日数も年150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うということです。地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 続きまして、番号14番について地元委員の説明を求めます。 20番、小沼です。申請番号14番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■■さんと譲受人、■■■■■さんは知人の関係でありまして、■■■■■さんが■■■■■さんの土地を経営規模拡大のために買いたいということで、このたび円満に売買が成立いたしました。 ■■■■■さんは、2.2ヘクタールほどの耕作面積がありまして、そこでハウレンソウなどを中心に多品目にわたりいろんなものを直売所に卸しているということです。何ら問題ない案件かと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長 井川栄委員	続きまして、番号15番から番号17番について地元委員の説明を求めます。 22番、井川です。15番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■■さんと■■■■■の間の売買ということでありま す。■■■■■さんは、サツマイモを親の代から作っているサツマイモだけの専業農家であります。現地を確認したところ、現在も栽培が行われていました。問題のない案件かと思えますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 続きまして、16番、この案件も■■■■■と■■■■■さんの売買ということになります。■■■■■さんは、やはりお父さんの代からのサツマイモ専業農家で、旭地区でも上太田地区はサツマイモが大変たくさん作られている地区であります。その中の後継者として頑張っている方であります。問題のない案件かと思えますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 17番について説明いたします。譲受人、■■■■■さんと■■■■■さんは、親戚の間柄であります。以前から■■■■■さんが■■■■■さんの畑を借りてサツマイモなどを栽培しておりました。このたび売買ということで円満に話がまとまりました。■■■■■さんは、サツマイモ、ゴボウを大規模に作っている農家であります。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長	ありがとうございました。 ちょっと事務局で訂正あるそうですから、事務局のほうからお願いします。
事 務 局	すみません。議案書の訂正のほうを、1か所間違いがありましたので、訂正のほうをお願いしたいと思います。番号12番、ページでいうと3ページです。そちらの権利のほうが、こちら売買というふうに書かれているのですけれども、実際は贈与ということになりますので、売買ではなく、贈与のほうに変更して修正してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。こちらの確認のほうが漏れてしまって、大変申し訳ありませんでした。
議 長	大丈夫でしょうか。 それでは、番号1番から番号17番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。整理番号6番についてちょっと聞きたいのですけれども、 さんは東京に住んでいて、将来的には銚田に住む予定ですという話があったのですけれども、何歳くらいなのですか。80歳のおばあさんでは。
山口正重委員	東京から夫婦で車で来ているから、多分多摩ナンバー、車を運転して来るくらいだから80まではいかないけれども、70前半くらいの人かな。東京の人なので、結構きれい。今は別荘代わりにこっちに休みの日に来て、畑を耕して。5年前に先ほど述べたように、屋敷と畑を続きで売買したのですけれども、その当時は下限面積というのがあって、何か却下されたということで、その相続、娘さんがその土地を相続して、今回そういうことが前にあったということで申請したそうです。畑のほうもトラクターでうなってあって、きれいにしてあって、何年前かな、2年前くらいにその脇の道を、農免道路の申請するのに、多分脇のほうに名前が3人くらいあったような気がする。さっとは出ないのだけれども、あったような気がして、そのときに さんの名前も書いてあったような気がしたのですけれども。そういうことです。そんな年取ったおじいさん、おばあさんではなく、70前半かな。
大貫修一委員	話を伺ったときは、こっちへ来ているときに話を伺ったの。東京まで行ってわけではないでしょう。

山口正重委員	ではなくて、こちらから事務局が電話して、この日に行きますよと行って、向こうからわざわざ来てもらって話をして、たまに来ていのではないですか、畑がきれいになっているから。たまたまそのときに来てもらって、話を聞き取り調査しました。現地調査のときについてといったら申し訳ないのですけれども。
大貫修一委員	1 反歩くらいの土地でしょう。
山口正重委員	最初は1 反歩ちょっとの畑なの。
大貫修一委員	それで、トラクターを持っているのですか。
山口正重委員	小さい中古のトラクターです。それと、小さなテラーかな。テラーを新車で買ったのだけれども、テラーでは1 反歩近く刈ったらなかなか大変だということで、何かトラクターの小さいやつを買って、見せてくれました。
大貫修一委員	ここで定住してくれば、人口も増えるし、いいことだと思います。どうもありがとうございました。
議 長	どうでしょうか。そのほか質疑のほうありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1 番から番号1 7 番について申請どおり許可と決定すること で、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1 から番号1 7 番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)

議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積636平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、農作業所、車両転回場、農業用通路172.24平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い作業場が手狭となったため申請地に作業所を整備したい。また、農地法の許可を得ずに車両転回場及び通路として整備をして利用していたため是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。
山口正重委員	16番、山口です。1番について報告いたします。 去る7月16日に13番、齊藤委員、16番、山口、17番、関根委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、この後ご説明いたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域であるが、農業用施設を整備し使用するため、例外的に許可ができる農地であり、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。 場所につきましては、XXXXXXXXXXさんの下の徳宿本郷の旧道をXXXXXXXXXXさんの下を入れてきて、ずっと行って急カーブになったところを右側に縦山のほうに曲がって800メートルくらい行ったところを左に入って、通称小竹通りといって、葉物大産地で徳をなした通りです。その800メートルくらい行ったところを右に入った位置となります。既に申請地にはイチゴを5年くらい前に道路を舗装して使っていたそうです。かなり大きな農家なので、このたび作業場を大きくしたいということで申請地に作業場を造って、また農機具等の回転の道を造るそうです。別に問題のない案件かと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	関連があるので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、番号2番を続けて読み上げます。番号1番、権利、贈与。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積427平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅、77.84平方メートル。事由、現在、アパートに住んでおりますが、手狭なため実家の近くにある申請地に自己住宅を建築したい。 続きまして、番号2番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積72平方メートル。譲受人につきましては、番号1番と同一でございます。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、事由につきましても、番号1番と同一でございます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたい

議 長	と存じます。 以上でございます。
関根薫委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。 17番、関根です。1番について説明します。 地図1ページ、右側の中央の位置になるところです。国道51号線、勝下新田交差点から常磐地内に700メートルくらい向かって右側の道路の目の前にあります。地目が畑427平米、受け人の■■■■さん、■■■■さん、渡し人、■■■■さんは親子の関係です。今回■■■■さん、■■■■さんは水戸市内のアパートに住んでいますが、現状狭いため、実家の近くの土地を取得し、新築したいということで、土地の贈与ということで問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて、2番について説明します。地図は、同じ1ページの右側中央にあります。場所は、今言ったとおりのところですが、申請地、位置環境、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しても、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画等いずれも適と、3人の総合意見として可と判断いたしました。 引き続き、受け人、■■■■さん、■■■■さん、渡し人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。今回の土地は、贈与ということです。■■■■さん、■■■■さんは、先ほど言ったとおり、水戸のアパートに住んでおり、狭いため自己住宅新築のためということで建てたいということで、問題ないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認めます。番号1番、番号2番を申請どおり許可と決定いたします。

議 長 事 務 局	続きまして、番号３番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号３番，権利，賃貸借。申請地，[REDACTED]，地目，畑，面積０．６５平方メートル。賃借人，[REDACTED]，[REDACTED]。賃貸人，[REDACTED]，[REDACTED]。転用施設，営農型太陽光発電設備，０．６５平方メートル。事由，農地を有効利用するために，申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物，サカキ。許可の日から１０年間の一時転用となっております。詳細につきましては，現地調査意見書をご覧くださいと存じます。 以上でございます。
議 長 齊藤新一委員	現況調査員の調査報告を求めます。 １３番，齊藤です。申請番号３番について報告いたします。 去る７月１６日に１３番，私齊藤と１６番，山口委員，１７番，関根委員と事務局で現地調査を行いました。場所については，地図２ページの左側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さん，お願いいたします。申請地は，集団的に存在する農地であり，農地区分は第１種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，３人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。
議 長 菅谷美尚委員	それでは，地元委員の説明を求めます。 ４番，菅谷です。３番についてご説明いたします。 まず，現地調査の皆様，大変ご苦労さまでした。場所は，地図２ページ左側になります。県道１８号線，梶山セブンイレブン前信号機を大洋支所に向かい約２キロ地点を右折し，１００メートル行ったところの左側になります。農地を有効利用するための申請で，借り受けた土地に太陽光発電設備を設置することです。太陽光発電用パネルの下にはサカキを作付するということです。問題のない案件と思われるので，よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは，番号３番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、使用貸借。申請地、 、地目、畑、面積491平方メートル。使用借人、 。使用貸人、 。転用施設、自己住宅、 115.72平方メートル。事由、現在、アパートに住んでおりますが、手狭なため実家の近くにある申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書をご覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	4番について説明します。 場所について、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、私と山口委員、齊藤委員と第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画性ともいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しました。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番、梶間です。4番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの右側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、荒地地区の信号を左に曲がり、300メートル入ったところの旭小学校の斜め前になります。譲渡人、 さんと譲受人、 さんは親子の関係です。 さんは、 さんと夫婦です。現在アパートに住んでおりますが、手狭なため実家の近くにある申請地に

		自己住宅を建築ということです。問題ない案件と思われますので、 よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、関連があるので、番号5番、番号6番を一括して上 程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局 番号5番、番号6番を続けて読み上げます。番号5番、権利、売 買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積333平方メ ートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、 [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、資材 置場、駐車場、195.21平方メートル。事由、農業を営んでお りますが、経営規模拡大に伴い現在使用している倉庫が手狭なた め、申請地に農業用倉庫及び資材置場、駐車場を整備したい。 続きまして、番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED] [REDACTED]、地目、畑、面積574平方メートル。使用借人についま しては番号5番と同一でございます。使用貸人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、事由につきましても番号5番と 同一でございます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧い ただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねており ますので、続けてお願いします。
山口正重委員		16番、山口です。5番、6番について報告いたします。 場所につきましては、地図3ページの左側の位置になります。詳

		細につきましては、この後説明いたします。申請地は、集団的に存在する農地の位置にあるが、農業施設を整備し、使用するために例外的に許可する位置であり、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。 申請番号5番の場所ですが、先ほどの■■■■さん、4条の■■■■さんと同じ、■■■■さんの下を旧道を徳宿本郷のほうに曲がって、急カーブになった縦山のほうに右に曲がり、そこから800メートルくらい行ったところを左に入って、通常小竹街道というのですけれども、そこから800メートルくらい行ったところの右に行ったところを、右側に曲がった場所になります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、申請地を借りている関係でございます。■■■■さんは農業を営んでおりますが、農業経営規模拡大に従い、現在使用している倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫及び資材置場、駐車場を整備したいということでございます。何ら問題のない案件なので、よろしく審議をお願いします。 6番は、借り人、■■■■さんと貸人、■■■■さんは親子の関係でございます。5番と同じ案件でございます。何ら問題のない案件なので、審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	それでは、番号5番、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番、番号6番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号5番、番号6番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)

議 長	続きます。議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畑、面積412平方メートル。申請人、[REDACTED]。[REDACTED]。変更年月日、昭和60年月日不詳、確認年月日、令和6年7月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。場所については、地図3ページの右側の位置です。現地を確認したところ、現在農業用車両の駐車場という状況でした。昭和60年頃から既に駐車場として使用している状況でした。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。現地は、県道鉾田茨城線を茨城町方面に向かひまして、舟木の交差点のファミリーマートの交差点を右手に曲がりまして、五、六キロ行ったところを左に曲がって1キロほど曲がって行きますと、大沼池という池があるのですけれども、その水田地帯の近くです。この土地は、昭和60年頃からその隣の[REDACTED]さんに貸していたみたいなのですけれども、そこで駐車場や農業用資材の置場のほうに使っていたということです。現地は雑地になっていまして、何ら問題ない案件かと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することで、ご異議ござ

		いませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議	長	
議	長	続きまして、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、 ，畑，654平方メートル。同じく ，畑，796平方メートル。計2筆，1，450平方メートル。申請人， ， 。目的，高低差解消。期間は令和6年10月20日までとなっております。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員		13番，齊藤です。申請番号1番について説明します。 場所については，地図4ページの左側になります。詳細については，地元委員さん，お願いします。申請地は，道路より低い畑で，雨が降ると水がたまりやすい農地です。高低差を解消するため山砂を使用するそうです。 以上のような理由から，3人の総合意見として可と判断しました。
議	長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員		8番，平沼です。現況調査員の皆様，ご苦労さまでした。 場所は4ページです。この案件は，私が農地法売買で説明した申

	請番号3番の案件なのですが、場所は地図4ページを見ていただいて、国道51号線は大竹地区より平塚方面に向かい、大竹地区にリサイクルショップがあるのですが、リサイクルショップに隣接する道路を左側に入って50メートルぐらい行った右側の位置なのです。申請人は■■■■さんになっておりますが、事業を行うのは受け人の■■■■さんです。 申請地は、ただいま説明があったように道路と隣接する農地との高低差があります。それを解消するため山砂を搬入するそうです。解消後は、パイプハウスを建て、ミニトマトを栽培するそうです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。この3条の3番に関する話だと言いました。これは、■■さんが■■■■さんから買うということで、■■さんが農地に土を入れて高くしてから売買するわけ。
平沼要司委員	工事のほうは、申請は■■さんがしてあったが、工事のほうは■■さんがやるそうです。
大貫修一委員	そうなのだ。申請人は■■さんということで。
平沼要司委員	■■さんが申請して、工事のほうは■■■さんがやるそうです。
大貫修一委員	そうですか。分かりました。
平沼要司委員	買い受けたときに、受け人の■■■さんが工事をやるそうです。■■■さんは渡すだけ。申請は■■■さんが申請したから。
大貫修一委員	砂はどこから運ぶの。
平沼要司委員	場所はよく分からないけれども、山砂を入れると。
大貫修一委員	分かりました。
議長	よろしいですか。そのほかありましたら、質疑のほう。 (質疑なしの声あり)

議	長	それでは、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について)
議	長	続きまして、議案第6号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、土地の表示、[REDACTED]、畑、7、107平方メートル。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号2番、土地の表示につきましては番号1番と同一でございます。願出人、[REDACTED]、[REDACTED]。 番号1番、番号2番とも競売になりまして、入札期日は令和6年8月30日から令和6年9月6日までで、開札期日は、令和6年9月13日となっております。 以上でございます。
議	長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。
関根薫委員		17番、関根です。1番について説明します。 今回競売、競争入札ということで、渡し人が鉾[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]氏の土地を[REDACTED]、受け人、[REDACTED]、[REDACTED]さんなのですけれども、この

議 長	■■■■■というのはパクチーという野菜を作っている会社でありまして、今回経営規模拡大という希望を本人にも確認しました。今回競売に参加したいということの話をお伺いしました。 以上です。 番号2番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。競売ということで、私の家の近くが売りに出ているみたいなのですけれども、そこで■■■■■の■■■さんが競売に参加したいということで、■■■さんは■■■■■で干し芋とサツマイモをやっているまして、実習生を6人ほど使って、またパートの方を3人ほど雇用しているということです。そこで競売にかかったところはハウスなどが建っているのですけれども、それを整地してサツマイモを作りたいということです。そういうことです。ひとつよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番、番号2番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番、番号2番については申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には、農地法第3条の許可書を発行することといたします。 (議案第7号 農用地利用集積計画の決定について)

議 長	続きまして、議案第7号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	申請件数につきましては、8件、合計で19筆、面積3万7,911平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て賃貸借となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第7号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第8号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。

事 務 局	農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては1名、筆数は4筆で、合計面積は1万5,608平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年7月25日、銚田市農業委員会、会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届け出がございました。2筆で合計面積は3,441平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。 （報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定

		による農地等の権利移動届出について)
議	長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務 局	10件の届出がございました。82筆で面積につきましては合計で16万7,004平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
		(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議	長	報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務 局	1件の届出がございました。地目、畑、3筆で、合計面積3,430平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和6年7月7日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。
		(報告第4号 農地法制限除外の届出について)
議	長	続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局	2件の届出がございました。 番号1番, 届出地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積56平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設は農業用倉庫通路となっております。 続きまして, 番号2番, 届出地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積131平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設は農業用倉庫となっております。 以上でございます。 (報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議長	続きまして, 報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により, 報告に代えさせていただきます。
事務局	法務局より1件の照会がございました。番号1番, 1筆で地目, 畑から宅地への変更。現況地目を確認し, 非農地であったことから, 令和6年7月8日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議長	以上で, 議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして, 「令和7年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」農政部会に6月総会時に付託をしておりましたので, 農政部長から報告をお願いします。
坪沼美知子委員	2番, 坪沼です。農政部会から第1回農政部会会議の結果を報告いたします。 6月定例総会で付託をされました, 「令和7年度国・県・市町村農業施策に関する要望」について, 6月定例総会終了後に農政部会で協議をいたしました。 協議をした結果, 皆様のお手元にあります「資料1」のとおりとなりましたので, ご確認いただければと思います。

議 長	こちらの要望書につきましては、鉾田市農業委員会の意見として、7月17日付で事務局から茨城県農業会議に提出をいたしましたので、ご報告いたします。 なお、市への要望につきましては、今後要望書を提出していきたいと考えておりますので、併せてご報告いたします。
事 務 局	ありがとうございます。 続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。 事務局、どうぞ。 お手元に細かい文字になってしまいますけれども、地域計画座談会開催日及び地区割りというものがお手元にございます。こちらのほうなのですけれども、農業振興課のほうから日程が決まったということでスケジュールのほうをいただきました。日時・場所について記載のとおりとなっております。8月20日から12月17日までとなっております、大洋地区、鉾田地区、旭地区の順番になっており、最初のほうは会長の持ち区であります、そちらのほうからスタートしますので、皆様の出番となったときには出席のご協力をしていただきたいと考えております。もちろん推進委員さんのほうも出席することとなりますので、1人当たり1日から2日の割当てで出席していただくような形となっております。よろしくお願いいたします。
議 長	そのほかありますでしょうか。 どうぞ。
大貫修一委員	地域計画座談会というのは、私らは何かしゃべるのですか。
事 務 局	基本的にはアドバイスをするような形になりますので、万一どういうふうにしたいとか、いろいろ聞かれたときには、発言のほうをお願いされることもございますので、そこら辺のほうはよろしくお願いいたします。
大貫修一委員	いろんな質問を受けると思うのですけれども、質問を受けたときの回答のひな形というか、そういうやつを作ってもらえないですか。例えばこういう質問があったら、こういうふうに答えてくださいというもの。
事 務 局	Q&Aみたいな。

大貫修一委員	そうですね。Q & Aでもいいですよ。
事務局	基本的には、農業振興課の職員のほうが対応するものと考えております。ですから、地域それぞれの実情とか、農業委員さんでないと分からないことだけ答えていただければいいのかなと。基本的には、何か質問が出たときには職員が対応するものかと私は考えておりますので、アドバイザー的に参加していただければよろしいかなというふうに考えておりますので、農業委員さんでないと分からない質問にのみ答えてもらって、あとは事務局である農業振興課のほうで、あるいは農業委員会の職員も1名から2名参加しますので、その辺は職員のほうが分からないものについては対応するものだと考えておりますので、よろしくお願いします。
議長	どっちにしろ、私が8月20日、一番最初にやりますので、こういった内容というのはその後26日の総会のときに大体皆様にこういったことがあって、こういう流れで、この地域計画座談会というのをやったということ、大体概要をそのときに私がお話しします。そのほうが幾らかでも安心。そういうことで。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	農地持っている人は全員行くのですか。
議長	これは分からない、どういう人が参加するのか。 はい、どうぞ。
事務局	基本的に参加する方は、ホームページとか広報で周知はするのですけれども、その地区に農地を持っている人であったり、認定農業者と、あと水準到達者というのが、いわゆるその地区の担い手になってくるので、そういった方に広く参加してもらうように農業振興課のほうでは考えているそうですので、どれぐらいの規模の人数が来るかというのは、実際にやってみないと分からないというふうに伺っております。それほど何十人も来る地区もあるかもしれませんし、ほとんど農家の担い手の方がない地区なんかは少ない可能性もあると。それは地区によって違ってくるのかなというふうに考えています。
議長	どうでしょうか。そういったことで。大丈夫でしょうか。 その他について何かありますか。 (発言なし)

議 長	なければ、本日の議事日程はこれで全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後3時25分 閉 会 署 名 人 議長（会長）_____ 12番 委 員 _____ 13番 委 員 _____
-----	--